

- 地方制度調査会答申では、国が、事態対処に関する**基本的な対応方針の検討**や、**直接措置**（ワクチンの確保・配分や水際対策等）**を講じる**上で、地方公共団体から**必要な情報の提供を受け**、また、地方公共団体との間で**十分なコミュニケーションを図る必要性が認識**されたと指摘。答申で示された内容に基づき、リエゾン派遣等の双方向のコミュニケーションを適切に確保する取組のほか、以下の改正を行う。

現行制度

自治法上の国による資料提出の求め … 助言・勧告・情報提供を目的とするものに限定
（参考）自治法上の地方公共団体による情報提供の求めは限定なし
意見提出の求め … ※規定なし

改正概要

国（都道府県）は、以下の要件の下、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることができることとする。

【要件】

〈**事態**〉大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

〈**目的**〉

- ・ **方針検討**：事態への対処に関する基本的な方針について検討を行うこと
- ・ **措置実施**：国民の生命等の保護の措置を講じること
- ・ **関与**：地方公共団体に対する関与（助言や指示等）又は情報提供を行うこと

○ 地方制度調査会答申において、新型コロナ対応では、国の要請により都道府県入院調整本部が設けられたように、市町村の区域を超えた対応のために、**都道府県が直接処理する事務と、規模・能力に応じて市町村（保健所設置市区等）が処理している事務との調整を図る必要があると国が認める場合は、都道府県が当該調整のために必要な措置を講ずるものとする**べきとの提言があったことを踏まえ、以下の改正を行う。

現行制度

指定都市（20市）、中核市（62市）、保健所設置市区（※）など … 法令により都道府県が処理する事務の全部又は一部を処理

※ 指定都市、中核市、その他政令で定める5市（小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市、四日市市）、特別区

改正概要

国は、以下の要件の下、都道府県に対し、事務処理の調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示することができることとする。

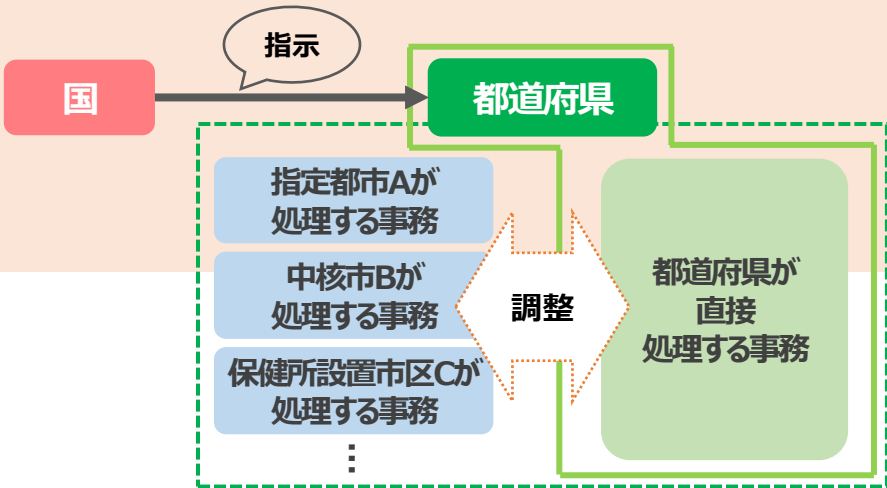
【要件】

〈**事態**〉大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する**国民の安全に重大な影響を及ぼす事態**が発生し、又は発生するおそれがある場合

〈**都道府県の役割への該当性**〉生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、当該事態に係る都道府県において、一の市町村の区域を超える**広域の見地から、当該都道府県的事務処理と区域内の市町村の事務処理との間の調整を図る必要があると認めるとき**

【対象】

- 指定都市の事務、中核市の事務
- 保健所設置市区事務等の政令で定める事務
- 条例による事務処理特例により市町村が処理することとされている事務



○ 地方制度調査会答申において、新型コロナ対応などにおいて個別法の規定では想定されていなかった事態が生じたことを踏まえ、**国民の生命等の保護のために特に必要な場合**は、地方自治法に基づき、適切な要件・手続のもと、地方公共団体に対し指示をできるようにすべきと提言。答申で示された内容に基づき、以下の改正を行う。

現行制度

関与の法定主義 … 地方公共団体に対する国の関与は、法律又はこれに基づく政令に定める。
自治法上の関与 … 対応義務を課す関与は、違法等の是正のための「是正の要求」（自治事務）と、「是正の指示」（法定受託事務）に限定。

⇒ 地方公共団体の事務処理に関して、国民の生命等の保護のために全国的な観点等から対応の必要が生じても、個別法で想定されていない事態において、事務処理が違法等でなければ、国の責任において指示すべきものも助言等として行われることとなり、国・地方間の責任の所在が不明確に。

改正概要

国は、以下の要件・手続の下、必要な限度において、地方公共団体に対し、必要な指示をすることができることとする。

【要件】

- 〈**事態**〉大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する**国民の安全に重大な影響を及ぼす事態**が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 〈**国の役割への該当性**〉当該**事態の規模・態様、当該事態に係る地域の状況その他の当該事態に関する状況**（※）を勘案して、国民の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるとき
※ 事態が全国規模である場合、局所的だが甚大な被害がある場合等
- 〈**個別法では対応できない場合への限定**〉他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除く

【対象】 普通地方公共団体の事務処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置

【手続】

- 〈**事前手続**〉あらかじめ、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出の求め等の適切な措置を講ずるよう努める
- 〈**意思決定**〉**閣議決定**
- 〈**事後手続**〉**国会報告**

- 地方制度調査会答申において、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に、国が地方公共団体間の応援や職員派遣の調整の役割を担うことを明確化すべきとの提言があったことを踏まえ、以下の改正を行う。

現行制度

応援 … 初動対応等において、マンパワーとしての人員が短期間送られる（身分異動なし） ⇒ 自治法に規定なし
派遣 … 復旧期等において、技術・知識・経験等を有する職員が原則長期間送られる（身分併有） ⇒ 自治法に一般的な根拠規定あり
※ 災害対策基本法には規定あり

改正概要

【共通要件】

- 〈事態〉大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 〈必要性〉生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため、特に必要があると認めるとき ※Ⅰ(Ⅰ)及びⅡは「特に」なし
- 〈補充性〉他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援の求め等を行うことができる場合を除く

Ⅰ (1) 地方公共団体相互間の応援 地方公共団体 ⇒ (要求) ⇒ 他の地方公共団体
地方公共団体は、他の地方公共団体に対し、応援を求めることができる。（正当な理由がない限り、求めに応じる義務あり）

(2) 都道府県による応援の要求及び指示 都道府県 ⇒ (要求・指示) ⇒ 市町村
要求 … 都道府県知事は、区域内の市町村に対し、他の市町村を応援することを求めることができる。
指示 … 都道府県知事は、要求のみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、応援すべきことを指示することができる。

(3) 国による応援の要求及び指示 (都道府県 ⇒ (要求の求め) ⇒) 国 ⇒ (要求・指示) ⇒ 他の都道府県
要求 … 国は、事態発生都道府県の知事から求め（（1）及び（2）のみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときに限る。）があった場合（求めを待つとまがないと認めるときは、当該求めを待たないで）は、他の都道府県に対し、応援することを求めることができる。
指示 … 国は、上記の要求のみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、応援すべきことを指示することができる。

Ⅱ 職員派遣のあつせん 地方公共団体 ⇒ (あつせんの求め) ⇒ 国（都道府県） ⇒ (あつせん) ⇒ 他の地方公共団体
地方公共団体は、国（都道府県知事）に対し、職員派遣のあつせんを求めることができる。
（あつせんがあったときは、所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する義務あり）